

## 1. はじめに

### 1) 見直しの経緯

本協会では、平成 10 年に「水道事業の公費負担のあり方について」（以下「平成 10 年報告書」という。）を策定した。策定より 20 年余が経過し、この間、後述「2. 水道事業の現状と課題」に記載のとおり、水道事業<sup>1</sup>を取り巻く環境は大きく変化し、今まで以上に厳しい経営環境に置かれている。

また、本協会の会員提出問題<sup>2</sup>において、毎年、国庫補助制度及び地方公営企業繰出制度の拡充等、国に対して持続的かつ安定的な財政支援の拡充を望む声が水道事業者より挙がっている現状にある。

このような状況下において、水道事業の公費負担の現状を調査し、改めて現状に即した考え方を示すことにより、公費負担のあり方に苦慮する水道事業者の一助とするため、さらには、本協会が毎年行っている国への財政支援拡充に係る要望活動の理論的根拠を明示するため、見直しを行うこととした。

### 2) 本報告書における公費負担の定義

本報告書において、公費負担とは、適正な原価を水道料金収入で賄うことを原則とする独立採算制の枠組みの中で、その性質上、水道料金で負担すべきでない費用について、国の補助金等、又は都道府県及び市町村の一般会計等が負担すべきものと定義し記載している。

### 3) 本報告書のアウトライン

平成 10 年報告書では、水道事業への公費負担の必要性について「水道サービスは、市民の日常生活にとって不断の必需品であり、かつ代替財がほとんど存在しない。また、市民の生命や健康に直接的なかわりをもっており、衛生等の面でも外部経済が極めて大きいなど、生活用水の供給は国民の基本的権利としての側面をもっているコア・サービスであること。」等を述べ、表 1 のとおり公費負担による財政区分を整理するとともに、独立採算制のもと、水道使用者負担の公平性を守り、水道事業者自らの経営努力をさらに推進していくべきとしている。

今回の報告書については、社会経済情勢の変化はあるものの、平成 10 年報告書で示された考え方は色あせることなく引き継がれていることから、これを

---

<sup>1</sup> 上水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業をいう。

<sup>2</sup> 本協会の正会員（水道事業者）が抱える重要かつ喫緊の問題をいう。毎年、各水道事業者より提出された問題は各都府県支部・地区協議会→各地方支部→全国総会の順で決議され、最終的に関係国会議員及び関係府省庁等に対し、課題解決に向け要望活動を行う。

基本とした上で、水道事業の公費負担の現状及び今後の方向性をより明確にするため、給水人口5万人以上の水道事業を行う本協会正会員508事業者に対して公費負担のあり方に係るアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)を実施したところ、473事業者(回答率93.1%)から回答があり、その結果を取りまとめている。

アンケート調査結果等を踏まえ、独立採算制の枠組みの中での、現状に即した水道事業への公費負担の必要性等、今後の公費負担のあり方に関する方向性を一層明確化した。

また、一般会計等からの繰入金の状況については、アンケート調査において、特筆すべき水道事業者に対して別途ヒアリングを実施し、その結果を事例紹介として掲載している。

表1 平成10年報告書において整理された公費負担による財政区分

事 項	内 容		財政区分
公共財的な性格のサービス	消火栓及び公衆栓	水道を公共の消防の用に供するために要する経費、公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費	市町村
	震災用応急給水施設・設備等	住民全体を対象とした震災時の避難場所等における応急給水施設・設備の整備及び応急給水を可能にするためのライフラインの耐震化並びに応急給水資機材に要する経費	市町村 (都道府県) (国)
	その他	住民全体の公益のための水道施設の整備経費	関係地方公共団体
価値財的な性格を有するサービス  (公共性の確保から個々の使用者の選好を超えて実施するもの)	未普及及び不採算地域	不採算地域への水道サービスの普及及び維持のための施設整備経費等	国 関係地方公共団体
	水源開発	市町村を超えた遠隔地におけるダムなどの水源の開発に要する経費	国
	貯水池の浚渫	貯水池に堆積した河川土砂などの浚渫経費	
	水道広域化	市町村域を超えた広域的水道施設の整備費用(相互融通機能、施設の共同整備・利用など)	国 都道府県
	水道管路近代化	老朽化した管路の更新に要する経費(石綿管など)	国 関係地方公共団体
	ライフラインの耐震化	都市の防災機能の向上のためにライフラインとしての水道施設の耐震化に要する経費	
外部不経済の是正	高度浄水施設の整備	河川・湖沼などの水源水質悪化に伴う高度浄水施設などの整備経費	国
所得の再配分	料金減免等	社会施策的配慮としての低料金設定、減免等	市町村
災害時の復旧対策等	災害復旧対策	被災後の水道施設の復旧に要する経費	国 関係地方公共団体
	災害等による経営悪化対策	災害による料金収入の減少や経費の増加による経営悪化に対する補助	
		積立金、拠出金などの共済制度	それぞれ応分の負担

## 2. 水道事業の現状と課題

我が国の水道は、国民生活や社会経済活動を支える必要不可欠なライフラインとして、普及率は平成 29 年度末において 98.0%に達し、全国どこでも安心して蛇口の水を直接飲むことができる質・量ともに高水準の水道となっている。

しかしながら、現在の水道事業は、節水機器の普及や節水意識の浸透等による水需要の減少に加え、日本の総人口が平成 22 年（2010 年）をピークに減少に転じ、2050 年にはピーク時から約 20%減少<sup>3</sup>するとの推計などからも、水道料金収入の増加が期待できない等、厳しい経営環境に置かれている。

また、水需要が急増した昭和 30 年代から 40 年代に整備された施設が老朽化し、その多くが更新・再構築の時期を迎えている。上記のような水需要が減少する局面で更新・再構築事業を実施するに当たっては、広域連携による施設の統廃合、施設規模の適正化等の方策が有効であるが、廃止施設の撤去等を含めた更新・再構築事業には、莫大な費用を要する一方で、直接水道料金収入の増加に結び付くものではない。

さらに、大規模地震や集中豪雨等の自然災害が発生した場合においても、飲料水等生活に必要な最低限の水を供給することが地方公共団体に求められている。近年、東日本大震災、平成 28 年熊本地震等の地震災害に加え、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風等の豪雨災害も頻発している。また、今後起こり得る大規模自然災害に備え、水道事業者は、管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化、災害時の給・配水拠点となる配水池の増設等による給水能力の確保、停電・浸水対策等を推進しなければならないが、これら事業には莫大な費用を要することになり、厳しい水道財政をさらに圧迫することになる。

このような状況下において、水道事業者は、令和元年 10 月より施行された改正水道法（以下「改正法」という。）に示された 5 つの柱（図 1）に則り、水道の基盤の強化のための各種施策を推進し、将来に向け、持続可能な水道事業を構築していくことが求められている。

---

<sup>3</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「平成 29 年 4 月推計 出生中位・死亡中位仮定」より

改正の趣旨	<b>水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要</b>
<p>人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。</p>	
改正の概要	<p><b>1. 関係者の責務の明確化</b></p> <p>①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。          ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。          ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。</p> <p><b>2. 広域連携の推進</b></p> <p>①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。          ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。          ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。</p> <p><b>3. 適切な資産管理の推進</b></p> <p>①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。          ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。          ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。          ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。</p> <p><b>4. 官民連携の推進</b></p> <p>地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。  <small>※公共施設等運営権とは、FFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間業者に設定する方式。</small></p> <p><b>5. 指定給水装置工事事業者制度の改善</b></p> <p>資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。  <small>※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。</small></p>
施行期日	<p>令和元年10月1日（ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日）</p>

図1 改正法の概要（厚生労働省作成資料）

### 3. 水道事業の独立採算制とその現状

地方公営企業である水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進することを経営の基本としているため、経営に当たっては、一般の民間企業に準じて、受益者である水道使用者の支払う水道料金により、サービスの提供に係る費用を負担する「独立採算制」を採用してきた。

このため、水道事業者においては、自主自立の責任に基づく能率的な経営が促進されるとともに、水道使用者の負担と資源の配分の適正化が水道料金を通じてなされる仕組みを確立している。これが税によって賄われることになれば、水道使用者間の公平性が損なわれるばかりでなく、不必要な水道の使用を招くなど資源の配分を歪めることになる。

また、水道事業においては、受益者負担の原則に沿って、独立採算制のもと、「水道使用者負担の公平性」も確保してきた。この水道使用者負担の公平性とは、

水道メーターの計量等を用い、サービスの受益者及びその程度を明確にすることにより、水道使用者間の使用量に基づく公平性を指すとともに、本来、国あるいは地方公共団体が負担すべきものを水道料金で負担することは、水道使用者にとっての受益者負担の原則からも相容れないものであることから、国あるいは地方公共団体が負担すべきものは一般会計等が負担するという2つの公平性を意味している。

関係法令を見ても、地方公営企業法（以下「地公企法」という。）第17条の2及びその他関係規定はさることながら、水道料金のあり方を定めた同法第21条第2項では、「～料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」と定めている。さらに、改正法第14条第2項第1号では、「能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」と改めて謳われたように、「独立採算制」及び「水道使用者負担の公平性」の両原則は、今日においても水道事業における重要な原則となっている。

平成29年度においては、これらの原則のもと、地方公共団体が経営する水道事業の数は、1,926事業（上水道事業<sup>4</sup>：1,282事業、簡易水道事業：573事業、水道用水供給事業：71事業）となっており、その収支の状況は、決算対象となる1,923事業のうち、黒字事業は全事業の92.1%に当たる1,772事業、赤字事業は全事業の7.9%に当たる151事業となっている。また、水道事業における全体の収支においても、3,838億円の黒字となっており<sup>5</sup>、上水道事業の料金回収率<sup>6</sup>は104.4%<sup>7</sup>となっていることから、水道事業における財政状況は、全体としては良好な状況であると言える。

しかしながら、近年、水道事業を取り巻く経営環境は急速に厳しさを増している。節水機器の普及・節水意識の浸透及び人口減少等による水需要の減少、高度経済成長期以降に整備された施設等の老朽化、並びに近年頻発する自然災害への復旧対応・対策としての施設の着実な更新等を行う必要があり、そのための費用が急増していくことが見込まれている。さらに、国の施策により、運営基盤の強化等の観点から進められてきた簡易水道事業の統合であるが、当該事業は一般会計等からの繰入金によっておおむね黒字が保たれていた状況<sup>8</sup>であったことから、統合後に同繰入金がなくなることは、水道事業の経営を一層厳しくする要因となっている。

<sup>4</sup> 一般の需要に応じて、水道により水を供給し給水人口が5,000人を超える事業をいう。

<sup>5</sup> 総務省「平成29年度 地方公営企業決算状況調査」より

<sup>6</sup> 給水原価に対する供給単価の割合をいう。

<sup>7</sup> 総務省「平成29年度 水道事業経営指標」より

<sup>8</sup> 総務省「「水道財政のあり方に関する研究会」報告書」（平成30年12月）より

## 4. 水道事業への公費負担の必要性

### 1) 公費負担の基本的な考え方

前述したとおり、水道事業の経営は「独立採算制」を原則とするが、一般会計等との負担区分や補助を前提とし、これら一般会計等において負担すべき費用を除いた部分について独立採算で事業を行うことを意味している。

この一般会計等の負担原則を具現した制度として、昭和41年に公営企業会計と一般会計との負担区分の確立等を内容とする地公企法の改正により制度化された地方公営企業繰出制度や昭和42年に創設された国庫補助制度がある。そして、両制度は、各時代のニーズに対応するため、拡充及び対象要件の見直しが行われてきた（図2）。

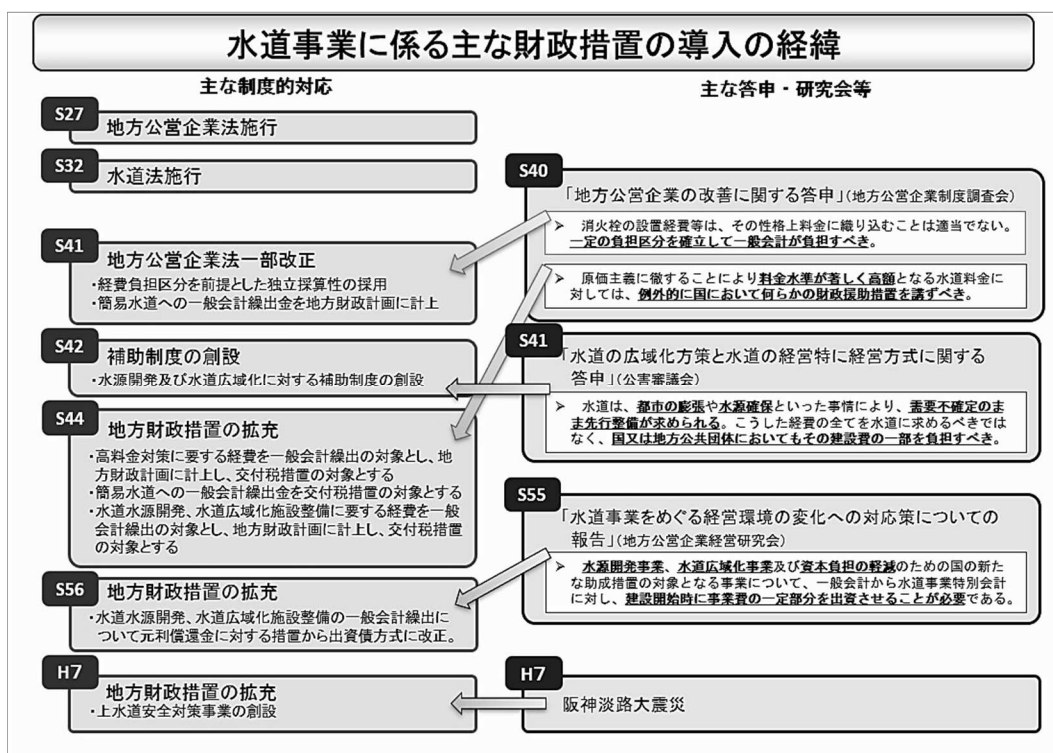


図2 水道事業に係る主な財政措置の導入の経緯<sup>9</sup>

両制度は、水道事業の収入においても大きなウェイトを占めており、平成29年度の地公企法の財務規定の適用（以下「法適用」という。）の水道事業における財源構成割合によると、他会計繰入金は収益的収入の2.0%に当たる633億円、資本的収入の15.7%に当たる1,007億円となっている。また、国庫補助金<sup>10</sup>も、収益的収入の0.1%に当たる43億円、資本的収入の11.0%に当たる708億円となっている（図3）。

<sup>9</sup> 総務省「「水道財政のあり方に関する研究会」報告書」（平成30年12月）より

<sup>10</sup> 国庫補助金及び都道府県補助金をいう。

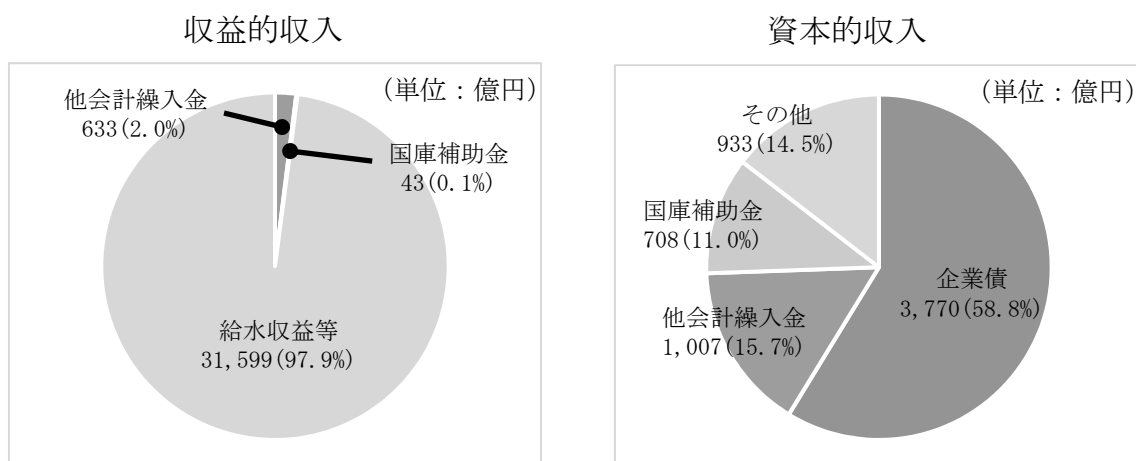


図3 平成29年度の水道事業における財源構成割合<sup>11</sup>

ただし、両制度は、国及び地方公共団体の財政状況による予算措置等によって大きく左右される状況となっている。

まず、法適用の水道事業における決算規模<sup>12</sup>の推移を見ると、平成10年度は5兆2,945億円であったのに対し、平成29年度では4兆6,677億円となっており、約10%の減少となっていることが分かる(図4)。

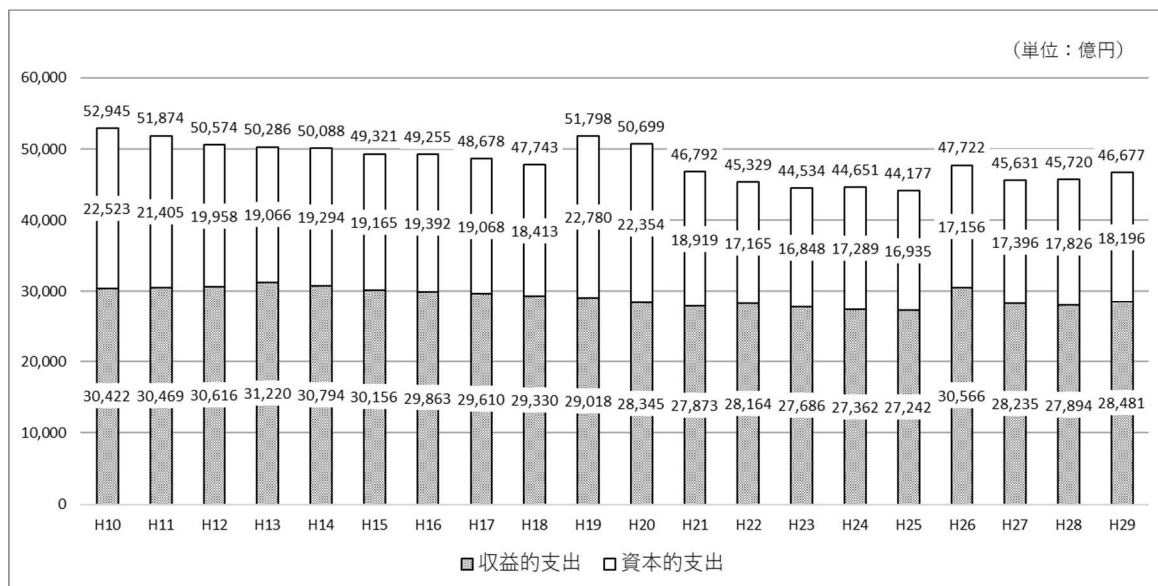


図4 収益的支出及び資本的支出の推移<sup>13</sup>

<sup>11</sup> 総務省「地方公営企業年鑑」(平成29年度)より作成

<sup>12</sup> 収益的支出及び資本的支出の合計額をいう。

<sup>13</sup> 総務省「地方公営企業年鑑」(平成10年度～平成29年度)より作成

他方、法適用の水道事業における他会計繰入金及び国庫補助金の合計額（決算）の推移は、平成10年度は5,571億円であったのに対し、平成29年度では2,391億円となっており、約60%の減少となっている（図5）。

これらの推移から分かるように、決算規模の減少と比較して、他会計繰入金及び国庫補助金の減少幅が大きいことが示されており、今後、老朽化した施設の更新・再構築事業や災害対策等に莫大な費用を要することを勘案すれば、さらに水道財政は厳しい経営環境に置かれていくことが見込まれる。

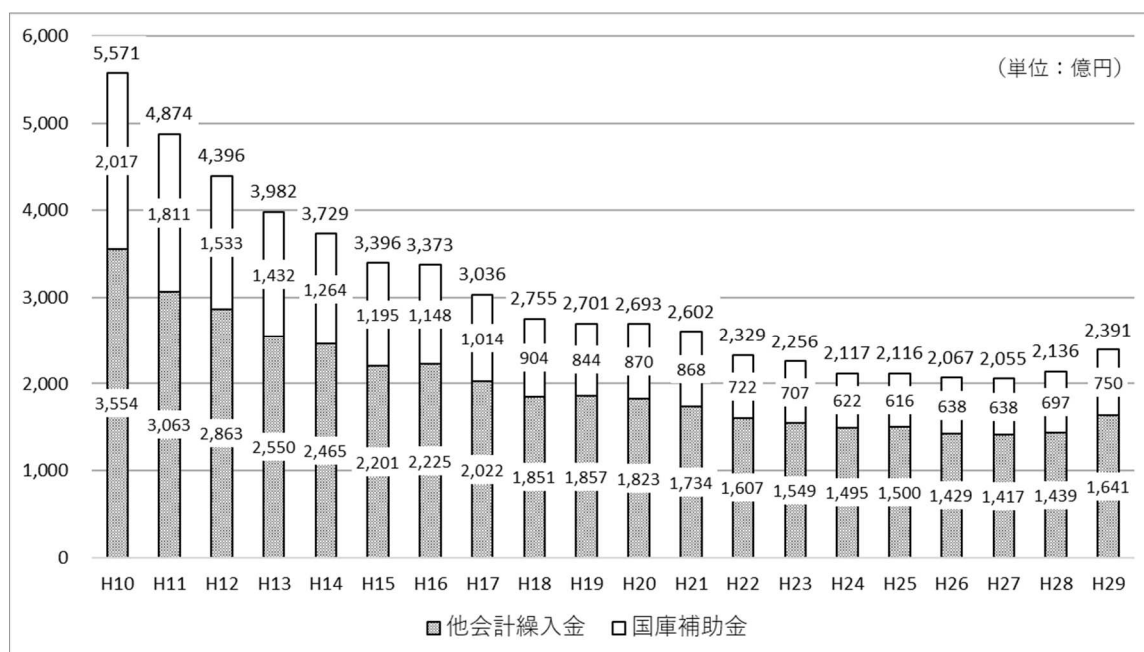


図5 他会計繰入金及び国庫補助金の推移<sup>14</sup>

本協会では、平成10年報告書（主な内容は以下のとおり。）において、水道財政における負担区分を整理し、全国に発信することにより、国及び地方公共団体による適切な負担を求めてきた。また、この考え方は、20年余が経過した今でも、社会経済情勢の変化はあるものの、変わることなく引き継がれている。

平成10年報告書（内容抜粋）

水道事業は独立採算の公営企業である以上、徹底した経営努力を行ったうえで、事業運営に必要なコストは料金で賄うべきであるが、その前提として、コストの中身を十分に分析し、時代の変化を踏まえた負担区分の基準を明確化し、国及び地方公共団体による公費負担の制度を確立することが必要である。

<sup>14</sup> 総務省「地方公営企業年鑑」（平成10年度～平成29年度）より作成



〈一般財政の負担すべき内容〉

(1) 公共財的な性格のサービス

公共財は、一般的には市場では供給されないか、または十分な量が供給されない。従って、国あるいは地方公共団体によって供給されなければならない。

(2) 価値財的な性格を有するサービス

価値財は、国あるいは地方公共団体の介入がなければ最適な供給水準に比較して過小になる傾向をもっているため、国あるいは地方公共団体が市場で自由に決定された取引量を超えて供給する。(省略) 価値財は準公共財的な性格、あるいは所得の再分配の役割をもっているともいわれ、経済的・社会的見地からみて公費による負担が望ましい。

(3) 外部不経済是正

外部効果が非常に大きい場合には、(省略) 公共性の観点からも、市場経済に委ねるより国あるいは地方公共団体が直接当該サービスを供給し、税を通して社会全体で負担することが妥当である。

(4) 所得再配分

所得再配分機能はそもそも財政の役割であり、これを財・サービスの価格を通じて行うことは、資源配分を歪めることになる。(省略) 一般財政による負担が不可欠である。

(5) 災害時の復旧対策

災害時に備えての水の確保については、一般行政の施策として関係地方公共団体の負担が相当であり、また、水道施設の耐震化についても、公共性の確保という面からの判断で実施されており、最低限のレベル確保は、まさにコア・サービスであるということからも公費負担が望まれる。

さらに、改正法に基づく基本的な方針においても、水道事業における持続的かつ安定的な事業運営が可能となるよう、水道事業者に加え、国、都道府県及び市町村等にもそれぞれの責務と役割が示され、一層の水道の基盤の強化のための施策の実施が求められている。

特に、国は水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならないとされたところである。

## 2) 地方公共団体による公費負担

水道料金で負担すべきではない費用は、地方公共団体における一般会計等が負担すべきとする原則に基づき創設された地公企法を根拠とする地方公営企業繰出制度は、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費（地公企法第17条の2第1項第1号）」及び「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（同項第2号）」について、補助金、負担金、出資金及び長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものと定めている。

また、当該制度運用に当たっての基本的な考え方は、「地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）」（以下「繰出金通知」という。）として、毎年、総務省より示されている。

そして、この繰出金通知に基づき、一般会計等において負担すべきとされた費用については、原則として公営企業繰出金として地方財政計画に計上された後、一般会計等に財源措置されている。

このことから、地方公営企業繰出制度は、一般会計等の財政状況に左右されることなく、当該制度の趣旨に基づき、水道事業に対して繰り入れられるよう、適正に運用されなければならない。

## 3) 国による公費負担

国においては、都市の急激な発展に伴う水需要の逼迫、水道水源の悪化等に対応するため、昭和42年に、水道水源開発等に係る国庫補助制度を創設し、以来我が国における水道事業の発展を力強く支えてきた（簡易水道施設の整備に係る補助制度は、昭和27年より始まっている。）。その後、各時代のニーズに対応するための拡充及び対象要件の見直しが行われてきており、平成31年4月の時点で補助対象は表2のとおりとなっている。

これまでの国庫補助制度は、莫大な投資を要するために個々の水道事業者では負担が困難な水源開発や広域的な事業等を対象としており、「大幅な料金格差や高料金化の抑制」と「国家的施策奨励のための施設整備」という二つの目的を併せて配慮した制度として、国の予算措置等に左右される面はあったが、その役割を果たしてきた。

また、近年、頻発する災害を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の緊急対策として、停電・土砂災害・浸水災害や地震により大規模な断水が生じる恐れがある水道施設を対象に、国庫補助制度による財政支援が実施されている。しかしながら、当該財政支援は、3か年の緊急対策（平成30年度から令和2年度まで）であることから、十分に事業が進まないことが懸念されている。

表2 国庫補助制度の交付対象(平成31年4月1日現在)

水道水源開発等施設整備費国庫補助金
○ 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道水源開発施設整備費</li> <li>・ 高度浄水施設等整備費 等</li> </ul>
生活基盤施設耐震化等交付金
○ 生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道未普及地域解消事業</li> <li>・ 簡易水道再編推進事業</li> <li>・ 緊急時給水拠点確保等事業</li> <li>・ 水道管路耐震化等推進事業</li> <li>・ 水道事業運営基盤強化推進事業</li> <li>・ 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業 等</li> </ul>

さらに、改正法において、水道の基盤の強化が強く求められている現在、水道事業者は、都道府県が策定を進めている水道広域化推進プランに基づく、水道事業の広域化への積極的な取組や水道事業における膨大な固定設備を将来にわたって適切に維持・更新していくため、中長期の視点に立った需要の変動と供給体制の見通しを踏まえた適切なアセットマネジメントの実施等を推進していかなければならない。これら種々の取組の実現に向けた方策を推進していくには、公費負担の考え方に基づき、財政支援制度の充実を図ることを国に対し強く要望していくことが大変重要である。

水道は住民生活にとって必要不可欠なライフラインであり、地域住民の生命と暮らしを守るといって極めて重要な役割を担うものであることから、国は、引き続き、持続的かつ安定的な財政支援を行っていくべきである。

## 5. 水道事業における公費負担のあり方

### 1) 水道事業における公費負担

水道事業は、独立採算制により事業運営を行うべきものではあるものの、公共性の観点から事業を行わざるを得ないような場合もあることから、水道料金と一般会計等からの繰入金について適正な費用の負担区分を前提としている。しかしながら、現状では、義務的経費と規定される公共消火栓の設置・管理に要する経費及び公園等の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費については、多くの水道事業者へ繰り入れられているものの、他の費用については、一般会計等との協議の中で様々な運用が行われており、水道事業者によっては、十分に財政支援されていない実態が多く見受けられる。

また、これまで、一般会計等からの繰入金については、総務省「地方公営企業決算状況調査」等により、財政支援規模の把握は行われてきたものの、近年、その詳細な実態調査は行われていない。

そこで、本報告書では、水道事業における公費負担の中でも、本来全額繰り入れられるべきである繰出金通知を基本とした一般会計等からの繰入金について、アンケート調査及びヒアリング調査を行い、詳細な現状及び課題を把握した上で、これからの公費負担のあり方について考察する。

### 2) 地方公営企業繰出制度における一般会計等との負担区分

水道事業への公費負担には、国あるいは地方公共団体の一般会計等で負担すべき内容が多く含まれていることから、平成10年報告書において公費負担の財政区分（表1）を示してきたところである。本報告書においてもこの考え方を基本としつつ、その後の繰出金通知に基づく繰出基準（以下「繰出基準」という。）の変遷や社会経済情勢等の変化を踏まえ、現行の繰出基準における各経費の事業内容・性質等に応じて、表3のとおり「公共的経費」、「社会的経費」、「政策的経費」として新たに区分整理する。

表3 繰出基準における経費の区分

区分	内容等	備考 ※
公共的 経費	<p>水道事業に付随する事業として行われているが、水道使用者の受益を直接の目的とせず、本来は一般行政の責任と負担で行われるべき事業や、市町村域を越えた施策により地域全体でその受益を享受する事業に要する経費を示す。</p> <p>具体的には、住民全般の福祉向上や防災対策に要する経費や、本来は国及び地方公共団体の施策に基づき実施すべき水源開発や広域化に要する経費などをこの区分に整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共財的な性格のサービス</li> <li>・価値財的な性格を有するサービス</li> <li>・災害時の復旧対策等</li> </ul>
社会的 経費	<p>水道布設年次や水源の種類に伴う給水地域の歴史的・地理的要因、人口密度や生活様式等の社会的要因、水源汚染等の外的要因により、国及び地方公共団体の介入がなければ最適な供給水準を維持することができない事業に要する経費を示す。</p> <p>具体的には、料金格差を縮小するための高料金対策に要する経費や、水道事業の地域特性の観点から必要な簡易水道の基盤の強化に要する経費などをこの区分に整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価値財的な性格を有するサービス</li> <li>・外部不経済の是正</li> </ul>
政策的 経費	<p>水道事業を維持していく上で必要な運営基盤の強化方策等に対して、本来は税金を通じて社会全体で負担すべき経費や、国及び地方公共団体の政策的判断・要請などにより実施する取組等に要する経費を示す。</p> <p>具体的には、法令に基づき税金で負担すべき地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費や、水道事業の基盤の強化を目的とする経営戦略の策定等に要する経費などをこの区分に整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得の再配分</li> </ul>

※ 表1における「事項」との対比を示す。

(1) 公共的経費

① 消火栓等に要する経費

【考え方】

地公企法第17条の2及び同法施行令第8条の5に基づき「一般会計等において負担する経費」として、消防関係の経費が明記されていることか

ら、その経費の全部を一般会計等において負担するもの。

消防関係の経費には、消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大、並びに水圧を高めるためのポンプの増設等施設の増設に要する経費のほか消防用として使用された水の原価を含むものである。

【アンケート調査結果】(P. 39 参照)

一部の水道事業者で当該経費に係る繰入金を受入れていない又は減額されている状況が見受けられたが、繰出基準額どおりに受入れている水道事業者が大半を占める結果であった。

## ② 公共施設における無償給水に要する経費

【考え方】

地公企法第 17 条の 2 及び同法施行令第 8 条の 5 に基づき「一般会計等において負担する経費」として、公共施設の無償給水等の経費が明記されていることから、その経費の全部を一般会計等において負担するもの。

公共施設における無償給水には、公園のほか、広場、道路、公衆便所等においてその施設のために使用する水、及び公衆の飲料等として使用する水を含むものである。一般会計等において負担するのは、これらの水を無償で供給する場合のみに限られ、これらの施設においてメーターを取り付けたりして水道料金を徴収している場合は含まれない。

【アンケート調査結果】(P. 39 参照)

一部の水道事業者でのみ当該経費に係る繰入金を受入れている状況が見受けられた。多くの水道事業者では、公共施設にメーターを取り付けて水道料金を徴収していると考えられる。

## ③ 上水道の出資に要する経費

【考え方】

上水道事業及び水道用水供給事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、以下の経費を対象経費としている。

### <水道水源開発施設整備事業>

水源をダムに求める場合、ダムの建設費の負担や遠隔地からの導水施設等の建設費が巨額となり、その結果、給水原価は著しく増嵩し、ひいては水道料金の大幅な引上げをせざるを得なくなることもあるため、ダム等の水道水源施設の建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

※ 建設時出資と平成元年度以前の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されている元利償還金等出資を対象経費とする。

#### <水道広域化施設整備事業>

上水道事業及び水道用水供給事業を広域化することは、水源の相互融通による有効利用、施設の重複投資の排除及び合理的配置、並びに管理の充実によるサービス水準の向上等をもたらす、その利益は大きいものがあるため、当該事業が広域化として行う取水、導水、浄水等の施設の建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

※ 建設時出資と平成元年度以前の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されている元利償還金等出資を対象経費とする。

#### <水道広域化推進事業>

多様な広域化を推進するため、国庫補助制度対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

#### <未普及地域解消対策事業>

上水道事業の給水区域内又はその周辺においても、地形や水源からの距離などの自然条件により、未だ水道の普及が進んでいない地域が存在しているため、当該未普及地域の解消を促進することを目的とした施設整備の建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

#### <安全対策事業>

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくりの一環として、水道施設の安全対策を推進するため、平成7年度から平成12年度までの時限措置として、上水道安全対策事業を創設した。その後、順次対象事業の拡充や見直しを行っている。

##### ・ 災害対策

地震防災対策特別措置法第2条の地区を給水区域に含むことが条件となっている。安全対策の観点から行う事業は、そのことが収益の向上に資するものではないため、本来、防災対策として一般会計等で負担することが適当と考えられるものの、当該施設の一部を常時給水するために使用することもあることから、当該事業に要する費用の一部を一般会

計等において負担するもの。

- ・ 水質安全対策

災害等が発生した場合、住民の生命、生活、消防や医療などに必要不可欠な水を供給していくことは大変重要であり、防災業務等を司る一般行政の責任領域であることから、当該事業に要する費用の一部を一般会計等において負担するもの。

**【アンケート調査結果】** (P. 40 参照)

当該対象事業の範囲は幅広いことに加え、各事業の実施に当たっては莫大な費用を要することから、1億円以上の繰入金を受け入れている水道事業者も一定数あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

**④ 上水道の水源開発に要する経費**

**【考え方】**

水源をダムに求める場合、ダムの建設費の負担や遠隔地からの導水施設等の建設費が巨額となり、その結果、給水原価は著しく増嵩し、ひいては水道料金の大幅な引上げをせざるを得なくなることがあるため、ダム等の水道水源施設の建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

※ 平成元年度以前の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されていない、元利償還金等補助を対象経費とする。

**【アンケート調査結果】** (P. 40 参照)

水源開発事業には、莫大な費用を要してきたことから、1億円以上の繰入金を受け入れている水道事業者も一定数あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

**⑤ 上水道の広域化対策に要する経費**

**【考え方】**

上水道事業及び水道用水供給事業を広域化することは、水源の相互融通による有効利用、施設の重複投資の排除及び合理的配置、管理の充実によ



るサービス水準の向上等をもたらし、その利益は大きいものがあるため、当該事業が広域化として行う取水、導水、浄水等の施設の建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

※ 平成元年度以前の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されていない、元利償還金等補助を対象経費とする。

【アンケート調査結果】(P. 41 参照)

当該繰入金について、水道用水供給事業者の約半数が受け入れているが、これは、水道用水供給事業の趣旨等を踏まえれば、広域化対策のリーディングケースとしての成り立ちからくるものと考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

## (2) 社会的経費

### ① 上水道の高料金対策に要する経費

【考え方】

必要な経営努力を払った上でもなお、自然条件等のやむを得ない事由により建設投資が割高となり、水道料金算定の基礎となる給水原価等が極めて高くなっている上水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

なお、「必要な経営努力」の一環として、経営戦略の策定や給水原価要件を設定している。

【アンケート調査結果】(P. 41 参照)

当該繰入金について、水道事業者において必要な経営努力に取り組んでいることから、多数の水道事業者は対象外となっているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。また、1億円以上の繰入金を受け入れている水道事業者も一定数あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

### ② 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

【考え方】

簡易水道事業は、農山漁村等を中心として地域住民の生活用水の確保、生活環境の改善等に大きな役割を果たしているところであるが、その経

営は上水道事業に比較して厳しい状況にある。

このため、簡易水道事業については地方公営企業繰出制度により所要の財政支援を講じているところであるが、統合水道について、上水道事業と位置づけられてからは、当該財政支援が講じられなくなることから、統合前の簡易水道事業に係る建設改良費のために発行した企業債に係る元利償還金に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

【アンケート調査結果】(P. 42 参照)

簡易水道事業の統合により経営基盤が悪化することのないよう、統合を実施した多くの水道事業者が当該繰入金を受け入れている状況が見受けられた。また、1億円以上の繰入金を受け入れている水道事業者も一定数あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

③ 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費

【考え方】

統合水道事業について、簡易水道事業の統合を推進することにより、上水道事業の経営基盤の強化を図る観点から、国庫補助制度（簡易水道事業再編推進事業に係るものに限る。）の対象となった建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの（現行では令和元年度までの時限措置）。

【アンケート調査結果】(P. 42 参照)

簡易水道事業の統合により経営基盤が悪化することのないよう、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数いる状況であった。

④ 簡易水道の建設改良に要する経費

【考え方】

簡易水道事業においては、資本費負担の軽減を図るため、建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。しかし、現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、平成14年度から実施する建設改良について、繰出基準に基づく財政支援がされている建設改良費の一部については、一般会計等からの繰入れに代えて、当該部分に臨時的に発行する

水道事業債（簡易水道事業分）の元利償還金相当額を一般会計等において負担するもの。

また、建設改良費に充てた水道事業債（簡易水道事業分）に係る元利償還金の一部を一般会計等において負担する。

**【アンケート調査結果】**（P. 43 参照）

当該繰入金について、簡易水道事業の事業統合等に伴い対象事業者数は逡減してきているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。また、1億円以上の繰入金を受け入れている簡易水道事業者も一定数あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている簡易水道事業者が一定数いる状況であった。

**⑤ 簡易水道の高料金対策に要する経費**

**【考え方】**

自然条件等により建設改良費等が割高のため資本費が著しく高額となっている簡易水道事業について、水道料金収入の適正化など経営健全化のために十分な努力をしていると認められるものに対して、料金格差の縮小に資するため、資本費に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

なお、上水道事業の高料金対策と同様に、経営戦略の策定や供給単価要件を設定している。

**【アンケート調査結果】**（P. 43 参照）

当該繰入金について、簡易水道事業者において必要な経営努力に取り組んでいることから、多くの簡易水道事業者は対象外となっているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。

**⑥ 簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費**

**【考え方】**

水道未普及地域のうち、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、簡易水道施設を緊急に整備する必要がある地域に対して、国庫補助事業と連携しつつ、地方単独事業を積極的に活用する「簡易水道未普及解消緊急対策」が平成10年度から平成12年度までの3年間実施された。当該事業の水道施設整備に係る簡易水道事業債の元利償還金に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

**【アンケート調査結果】** (P. 44 参照)

当該繰入金について、期間限定の事業であったことから、多くの簡易水道事業者は対象外となっているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。また、1億円以上の繰入金を受け入れている簡易水道事業者は1事業者あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

**⑦ 簡易水道の統合推進に要する経費**

**【考え方】**

簡易水道事業は、上水道事業と同様に住民生活に密接に関連したサービスを提供するものであり、地方公共団体の財政運営や住民生活に与える影響が大きい。加えて、国・地方公共団体を通じて行財政改革が最重要課題とされている中で、経営の効率化・健全化を進めるという観点から、経営の効率化・健全化のための「簡易水道事業の統合（簡易水道事業が上水道事業に統合される場合を含む）」を積極的に推進する必要がある。

このため、簡易水道事業統合計画を策定し、事業内の簡易水道事業施設を整理・統合しようとする地方公共団体に対し、統合推進に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの（現行では令和元年度までの時限措置）。

**【アンケート調査結果】** (P. 44 参照)

当該繰入金について、簡易水道事業の事業統合等に伴い対象事業者数は逡減してきているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。

**⑧ 地公企法の適用に要する経費**

**【考え方】**

簡易水道事業における法適用は、地方公共団体の任意とされているところではあるが、人口減少等による水道料金収入等の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、平成27年度から平成31年度までの5年間を集中取組期間として、公営企業会計の適用を推進することとしている。

このため、法適用に直接必要な経費の財源に充てるための簡易水道事業債の元利償還金に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの（現行では令和元年度までの時限措置）。

【アンケート調査結果】(P. 45 参照)

当該繰入金について、簡易水道事業の法適用の状況は、平成 31 年 4 月 1 日時点で 424 事業者、全体の 47.5%が適用済みとなっており、対象事業者は逡減してきているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。

### (3) 政策的経費

#### ① 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

##### 【考え方】

地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金にかかる公的負担に要する経費の全部又は一部を一般会計等において負担するもの。

##### 【アンケート調査結果】(P. 45 参照)

当該繰入金について、一部の水道事業者のみが繰入金を受け入れている状況が見受けられた。これは、繰出基準が定める対象として、前年度に繰越欠損金があるなど、財政状況が厳しい水道事業者のみを対象としているためと考えられる。

#### ② 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

##### 【考え方】

地方公営企業職員に係る児童手当法に規定する児童手当に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

##### 【アンケート調査結果】(P. 46 参照)

当該繰入金について、多くの水道事業者が繰入金を受入れている状況が見受けられた。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

#### ③ 臨時財政特例債の償還に要する経費

##### 【考え方】

財源不足を補てんするための赤字公債である、臨時財政特例債の元利償還金について、その経費の全部を一般会計等において負担するもの。

##### 【アンケート調査結果】(P. 46 参照)

当該繰入金について、2 事業者で繰入金を受入れている状況が見受けられた。当該経費は原則として全額基準財政需要額に算入されることに

鑑みれば、多くの水道事業者では臨時財政特例債を発行していないものと考えられる。

#### ④ 経営戦略の策定等に要する経費

##### 【考え方】

地方公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、「経営戦略の策定」に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

併せて、地方公共団体における専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、「公営企業経営支援」に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

##### 【アンケート調査結果】(P.47 参照)

当該繰入金について、経営戦略の策定期間及び直営又は委託(人材ネット事業を含む。)により、対象事業者が変動するものであるが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。これは、中小規模事業者の多くが限られた職員数での事業運営を行っていることから、多くの時間と労力を費やす経営戦略の策定に対応できる職員数が不足しているためと考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

#### ⑤ 公共施設等運営権方式の導入に要する経費

##### 【考え方】

民間の資金・ノウハウを導入し、公共施設の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、公共施設等運営権方式を導入する場合にその準備に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

##### 【アンケート調査結果】

事例なし。

#### ⑥ 繰出基準外の繰入金

##### 【考え方】

地公企法第17条の2では、経費の性質により一般会計等からの繰入れが可能であるとされており、また同法施行令第8条の5では事業ごとに

繰入れの対象となる経費の種類までが定められている。そして、当該関係法令の具体的な繰出基準について、毎年総務省から通知が出ている。これら繰出基準に合致しない経費について、一般会計等から公営企業会計に対し繰り入れるものを、基準外繰入金として整理している。

【アンケート調査結果】(P. 48 参照)

当該繰入金について、水道事業者の政策や財政状況等により、対象事業者が変動するものであるが、多くの水道事業者において繰入金を受け入れている状況が見受けられた。

当該対象経費は、災害復旧や福祉減免など政策的に基づくものや、簡易水道統合に伴う繰出基準以上の財政支援など、幅広い視点から一般会計等から財政支援を受けている状況が見受けられており、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

### 3) 地方公営企業繰出制度における一般会計等との負担区分のあるべき姿

水道事業における費用の負担区分については、前述してきたとおり、その事業内容の性質などにより明確化することは困難ではあるものの、考え方を整理することは非常に重要な課題である。よって、繰出基準、会員提出問題及びアンケート調査結果等により導き出された水道事業者の現状等を踏まえ、水道事業における地方公営企業繰出制度の適正な負担区分のあるべき姿を以下のとおり整理する。

#### (1) 繰出基準に基づく繰入金（基準内繰入金）

繰出基準に掲げる経費については、前述のとおり「公共的経費」、「社会的経費」、「政策的経費」と整理した上で、一般会計等が負担すべき考え方を示してきたところである。また、繰出基準については、これまでも水道事業を取り巻く社会・経済情勢等の変化に対応すべく、対象事業の範囲や採択基準等について十分に検討・見直しが行われてきたところである。

したがって、当該基準に合致する経費については、既に一般会計等との負担区分は明確化されていると考えられることから、その全額を一般会計等において負担すべきものと言える。

#### (2) 上記(1)以外の繰入金（基準外繰入金）

基準外繰入金については、繰出基準に基づかない経費として、一般会計等から財政支援を受けている。しかしながら、近年の自然災害や社会・経済情勢等の変化に鑑みれば、一部の経費については水道事業単独での経営努力等により賄いきれるものではないことから、新たに繰出基準に加える

ことで一般会計等との負担区分が明確化されることになると考えられる。  
については、アンケート調査結果及び会員提出問題等を踏まえ、今後、繰出基準に加えるべきと考えられる主な経費を以下のとおりまとめる。

#### ① 災害復旧に係る経費

##### <必要性>

災害対策については、前述のとおり既に繰出基準として一般会計等が負担すべきものとして定められている。一方、被災後の復旧については、災害の規模、被害の程度などにより判断すべきものではあるが、総じて一般会計等の負担が必要な場合が多いと想定される。こうしたことから、国においても、地公企法第17条の3において明記していることに加え、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害時には個別に繰出基準を発出しているところである。

しかしながら、自然災害による水道料金収入の減少や復旧経費の増加は、水道事業の経営基盤に与える影響が多大であることに加え、近年は台風などによる風水害なども多発していることから、水道事業単独での経営努力により賄いきれるものではないため、災害の規模や対象となる経費を明確に整理した上で、当該経費の一部について一般会計等において負担すべきと考える。

※ 「資料3 公費負担に関する事例紹介」参照

千葉県、柏崎市、徳島市、松山市

#### ② 福祉減免に係る経費

##### <必要性>

地方公共団体における社会的配慮として実施する福祉施策等である水道料金の低料金制度、減免措置などは、地域の特性に応じて一般会計等が実施する福祉施策にほかならず、独立採算を旨とする公営企業の水道料金収入で負担する性質のものではないことから、当該経費の全部について一般会計等において負担すべきと考える。

※ 「資料3 公費負担に関する事例紹介」参照

南魚沼市

#### ③ 小規模集落への給水に係る経費

##### <必要性>

近年、山間部や離島などにおける過疎化の進展に加え、都心部への人口集中が加速していることから、多くの地域において集落の小規模化や



高齢化の進行がみられる。一方、日常生活における飲料水等の必要性は議論の余地はなく、水道の普及区域においては、今後も水道水を安定供給することが求められている。

しかしながら、ごく少数の需要者のために、莫大な水道施設整備・更新費用をかけることは、費用対効果の面からも水道事業者にとって大きな負担となっていることから、当該地域への給水に必要な水道施設の建設改良事業に要する経費の一部について一般会計等において負担すべきと考える。

#### ④ 浄水場等の更新事業に係る経費

##### <必要性>

浄水場等の更新事業については、交付金取扱要領の基幹水道構造物の耐震化事業や広域化事業の一環として更新する場合は、交付金対象事業として設定されている。また、現行の繰出基準においても、当該交付金の対象となっている事業については、繰出基準において対象となっているものの、採択基準等を踏まえれば、対象となる水道事業者は限定的であると言える。

しかしながら、当該更新事業の実施に当たっては、莫大な費用を要することになり、ひいては水道料金の高騰が想定されることに加え、地域の公衆衛生及び生活環境の確保や産業活動の充実に伴う雇用の創出・確保など、地域への社会貢献の側面も有することから、繰出基準の要件緩和等を整理した上で、更新事業に要する経費の一部について一般会計等において負担すべきと考える。

#### ⑤ 浄水施設覆蓋整備事業に係る経費

##### <必要性>

浄水施設覆蓋整備事業については、異物混入などのテロ対策のリスク対応に加え、浄水処理過程における藻類の増殖抑制などに有効な方策と考えられており、水道水の安全性向上に寄与するものである。また、当該事業については、現行の国庫補助金交付要綱及び交付金取扱要領の高度浄水施設等整備費において、補助対象事業として設定されており、その必要性は十分に示されている。

テロ等による異物混入に対する危機管理対策は、本来、水道事業単独で規制及び対応できるものではないことから、国庫補助要綱等に合致する覆蓋整備事業に要する経費の一部について、一般会計等において負担すべきと考える。

## 6. おわりに

以上、水道事業の公費負担のあり方について、今回実施したアンケート調査の結果を踏まえ述べてきた。

前述したとおり、水道事業者は、厳しさを増す経営環境の中で、費用に充てるべき経営に伴う収入、すなわち水道料金を適正に設定し、「独立採算制」の下で事業運営していかなければならない。全国の水道事業者における近年の水道料金の平均改定率<sup>15</sup>を見ると、平成25年の3.1%から上昇傾向が続いており、平成31年は10.1%となっている。これは、将来を見据えた事業運営のあり方について検討がなされてきた結果であると言える。

一方、地公企法では、その費用のうち、一般会計等において負担すべき費用が定められており、水道事業の独立採算制は、一般会計等において負担すべき費用を除いた部分について独立採算で行うこととしている。このため、地方公共団体及び水道事業者においては、水道使用者が納得できる料金負担とするためにも、水道財政における費用の負担区分の明確化が求められてきた。

その中で、総務省が示す繰出基準は、適宜、拡充及び対象要件の見直しが行われ、地方公共団体及び水道事業者の双方がその意図するところを共有するものとして示されてきている。

しかしながら、アンケート調査結果から分かった水道事業への公費負担の現状は、繰出基準に基づく費用の全額又は一部を減額されている事例が多く見受けられた。この要因としては、一般会計等の財政状況の悪化などが挙げられたが、本来、法の趣旨でもある一般会計等との負担区分の明確化と一般会計等の財政状況の悪化とは、別個の問題として整理する必要がある。

このことから、本報告書においては、繰出基準にて示されている各経費の負担区分について、公共性・社会性・政策性の3区分に整理し、その全部又は一部を一般会計等において負担すべきとした。

さらに、近年頻発する自然災害への対応や社会・経済情勢等の変化に鑑み、アンケート調査結果及び会員提出問題等を踏まえ、自然災害に対する災害復旧、生活困窮者等への福祉減免、小規模集落への給水、浄水場等の更新及び浄水施設覆蓋整備に要する経費については、その経費の全部又は一部を一般会計等において負担し、新たに繰出基準に加えるべきとした。

これら地方公営企業繰出制度だけでなく、国庫補助制度を含めた財政支援が持続可能な水道事業の運営には不可欠であることを踏まえ、国においては、引き続き制度の拡充を図る等、持続的かつ安定的な支援を行っていただきたい。

また、今後の課題として、改正法にて示された広域連携の推進により発生する

---

<sup>15</sup> 本協会「水道料金表」（平成25年4月1日現在発行～平成31年4月1日現在発行）

ことが見込まれる廃止施設の撤去等を含めた更新・再構築事業に係る費用の負担区分のあり方、及びすでに複数の水道事業者が苦慮している簡易水道事業統合後の経営のあり方等については、引き続き、費用の負担区分及びその基準の明確化等に向けて、関係者を含めた更なる議論が求められる。

水道事業者としては、経営の一層の効率化等により「独立採算制」の基本原則に立脚した経営に努める必要があるが、持続可能な水道事業を構築していくためにも、本報告書においてとりまとめた公費負担のあるべき姿を踏まえ、更なる一般会計等との負担区分の基準の明確化、公費負担の適正な運用が図られることを望むものである。

## **審議経過**

### 1) 事務常設調査委員会

第 140 回 平成 31 年 3 月 27 日 (水)

(審議事項)

- ・ 水道事業における公費負担のあり方について (平成 10 年) の見直しについて

第 143 回 書面審議

(審議事項)

- ・ 水道事業における公費負担のあり方についての見直しについて

### 2) 経営調査専門委員会

第 102 回 令和元年 7 月 11 日 (木)

(審議事項)

- ・ 水道事業における公費負担のあり方について (平成 10 年) の見直しについて

第 103 回 令和 2 年 2 月 6 日 (木)

(審議事項)

- ・ 水道事業における公費負担のあり方についての見直しについて

## 委員名簿

### 1) 事務常設調査委員会（令和2年3月31日現在）

委員長	広島市水道局次長	平尾貢一
副委員長	東京都水道局理事（経営改革担当）	岡安雅人
〃	福岡市水道局総務部長	曾根田秀明
委員	札幌市水道局総務部長	小笠原徹
〃	仙台市水道局総務部長	佐藤敦史
〃	青森市企業局水道部長	小鹿継仁
〃	横浜市水道局副局長（総務部長）	池尻恵子
〃	川崎市上下水道局総務部長	大畑達也
〃	前橋市水道局長	井上敬二
〃	名古屋市上下水道局総務部長	白石明
〃	静岡市上下水道局次長兼水道部長	丸岡浩三
〃	福井市企業局長	塚谷朋美
〃	大阪市水道局総務部長	村上志郎
〃	大阪広域水道企業団理事兼経営管理部長	吉田景司
〃	京都市上下水道局総務部長	日下部徹
〃	神戸市水道局副局長	児玉成二
〃	岡山市水道局次長（総務部長）	西井保
〃	北九州市上下水道局総務経営部長	福本啓二

2) 経営調査専門委員会（令和2年3月31日現在）

委員長	東京都水道局総務部主計課長	平賀隆
副委員長	仙台市水道局総務部企画財務課長	吉田勝彦
委員	札幌市水道局総務部財務課長	山崎尚
〃	福島市水道局経理課長	武田光正
〃	横浜市水道局経営部経営企画課長	宮川貴志
〃	横須賀市上下水道局経営部経営料金課長	飯島俊彦
〃	神奈川県内広域水道企業団総務部経営計画課長	富安豊
〃	名古屋市上下水道局企画経理部経営企画課長	加知智
〃	豊田市上下水道局経営管理課長	澤田亜紀
〃	金沢市企業局経営企画部経営企画課長	高橋圭
〃	大阪市水道局総務部企画課長	福井信一郎
〃	京都市上下水道局経営戦略室経営企画課長	宮田一行
〃	神戸市水道局経営企画課長	桑形雅彦
〃	大津市企業局企業総務部経営経理課長	佛性崇
〃	広島市水道局財務課長	松園洋一
〃	岡山市水道局総務部経営管理課長	上高直樹
〃	福岡市水道局総務部経理課長	森山和夫
〃	北九州市上下水道局総務経営部経営企画課長	中山正一